

行政文書管理規程の改正について

1 報告の経緯

行政文書管理規程については、平成27年度の県庁組織改編に伴い改正する必要が生じたが、今回の改正は行政文書の管理方法の変更ではなく、管理制度運営上の形式的な変更であることから、改正後、委員会に事後報告することとしていた。

平成27年3月31日付けで同規程を改正したことから、今回報告するもの。

2 平成27年度改正の概要

組織改正に伴い、公文書の記号（文書記号）を整理する改正を行った。

3 改正点

別添「熊本県行政文書管理規程新旧対照表」のとおり